

令和5年度

中小企業の

外国人従業員に対する 研修等支援助成金のご案内



東京都では、中小企業における外国人従業員の定着を促進するとともに、ウクライナ避難民の就労を後押しするため、日本語教育等に要する経費を助成する事業を実施しています。

【対象事業】

外国人従業員（日本語能力試験概ね N2 レベル以下）を対象とした、ビジネスに必要な日本語教育等で以下の内容

- ①日本語教員による日本語教育
- ②日本語教材の作成（日本語教員が作成したものに限る）
- ③ビジネスマナー講座
- ④異文化理解に係る講座

※③及び④の単体実施は不可。①又は②と組み合わせて実施する必要があります。

日本語学校への通学や、日本語教員による社内研修など、幅広く活用いただけます。

■一般コース

- ◎事業者：対象となる在留資格をもつ者を雇用している都内中小企業等
- ◎助成金額：対象事業の実施にかかる経費の 1/2（最大 25 万円）

■ウクライナ避難民採用企業コース

- ◎事業者：ウクライナ避難民を雇用している都内中堅企業又は中小企業等
- ◎助成金額：対象事業の実施にかかる経費の 10/10（最大 50 万円）

★その他詳細は下記ホームページ（TOKYO はたらくネット）より
募集要項をご確認ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikokujinkenshu/>

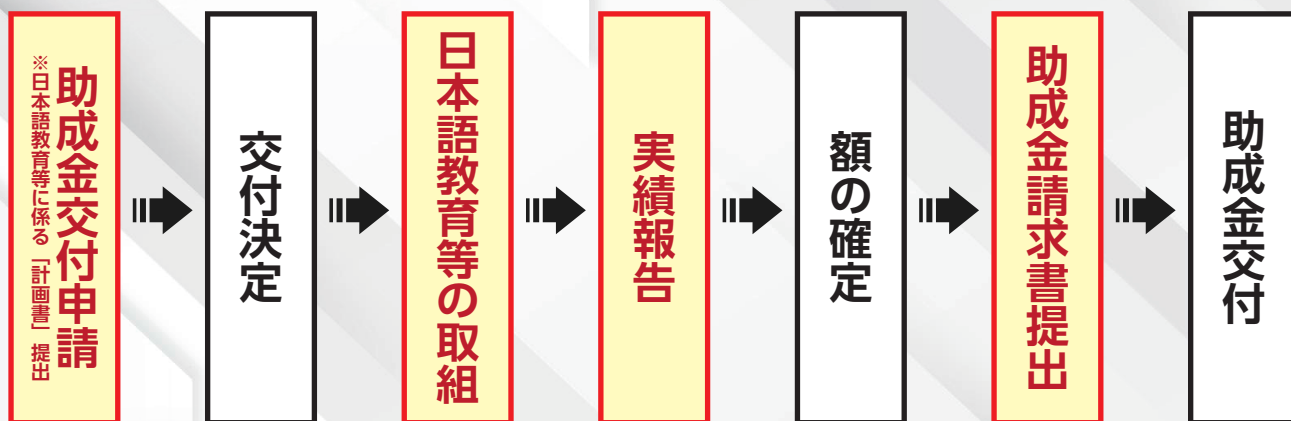


東京都産業労働局

助成金の手続

助成金の交付までの流れは以下のとおりです。

＝赤字赤枠の部分は申請事業者の方が行う手続きです。



申請の受付等

- 交付申請受付期間……令和5年2月14日（火）から令和6年1月15日（月）まで
- 取組期間……交付決定の日から令和6年3月31日（日）まで
ただし令和5年3月31日（金）以前に交付決定を受けた場合、
令和5年4月1日（土）以降を開始日とします。
- 実績報告受付期間……①令和6年3月1日（金）以前に支払いが終了した場合
→支払い終了後30日以内
②令和6年3月2日（土）以降に支払いが終了した場合
→令和6年4月1日（月）まで



注意事項

- ① 申請は原則先着順で受け付けます。申請が予算額に達した場合は受付を終了します。
- ② 申請は1年度につき各コース1回限りです。
「一般コース」と「ウクライナ避難民採用企業コース」の併給が可能です。

申請の方法等

中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金の「募集要項」をご確認の上、郵送または電子申請（Jグランツ）にてご提出ください。

※ 郵送の場合、双方に記録が残るレターパック等の方法により送付してください。なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。

※ 「募集要項」や申請に必要な各様式は、TOKYO はたらくネット

(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikokujinkenshu/>) からダウンロードしてください。

お問い合わせ・申請受付

※ 受付時間：月～金 / 9:00-12:00、13:00-17:00（祝日・年末年始除く）

東京都産業労働局雇用就業部 就業推進課 人材確保推進担当

163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 21 階北側 TEL 03-5320-4628（直通）

TOKYO はたらくネット <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikokujinkenshu/>

